

新型コロナウイルスの影響により納税等が困難な人へ 徴収猶予の特例制度があります

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の売上げや給与収入など、事業等に係る収入が前年同月に比べておおむね20%以上減少し、町税を一時に納付することが困難な人に向けて、最長1年間、徴収の猶予を受けることができる特例制度があります。

対象となる町税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など、ほぼすべての税目です。

申請は令和2年6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに行ってください。

制度の詳細や申請書は、町ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

また、税以外にも、納付の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎ 税務課 徴収推進室 ☎ 32-5091

清華苑における新型コロナウイルス感染症の対応について

○町斎場(清華苑)における新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染抑止のため、町斎場(清華苑)の施設利用について、当面の間、下記の点にご留意をお願いします。

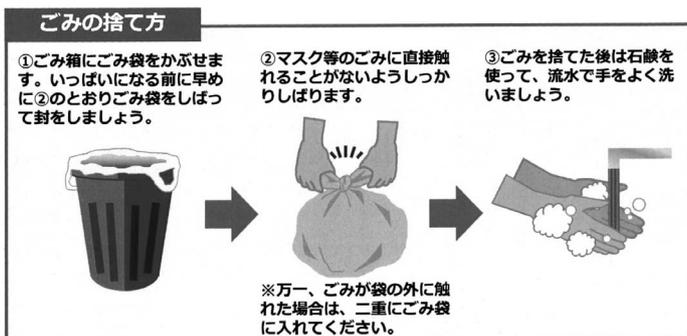
●施設利用者の皆さまへ

1. 来場人数をなるべく少なくしてください。
2. 体調の悪い人、持病がある人、高齢の人は、なるべく来場を控えてください。
3. 来場の際は、なるべくマスクを着用してください。
4. 式場での儀式、告別式でのお別れは、なるべく短時間でお済ませください。
5. 諸室での換気を行うため、冷暖房が十分でないことがあります。
6. 待合室は、多くの人の利用が見込まれるため、飲食はしないでください。
7. 待合室では、十分な間隔を空けてご着席ください。

☎ 生活環境課 ☎ 32-1106

—— マスク等の捨て方に注意し、感染症予防をしましょう! ——

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した人などが家庭にいる場合、鼻水などが付着したマスク等のごみを捨てる際、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。



- この『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、近所の人や廃棄物収集業者にとっても、感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際はごみ出しのルールを守るとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

☎ 生活環境課 ☎ 32-1106